

平成26年6月定例教育委員会会議録

(1) 開会及び閉会に関する事項

平成26年6月25日(水) 三好市教育委員会1F 中会議室

開会 午後14時00分

閉会 午後16時45分

(2) 出席委員の氏名

委員長	小松 正	委員長職務代理者	森本 久美子
委員	前川 順子	委員	谷 敏司
教育長	倉本 淳一		

(3) 委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名

▼出席職員

教育次長	松丸 忠仁
学校教育課長	東口 栄二
生涯学習・スポーツ振興課長	鈴木 良英
文化財課長	中岡 久雄
教育指導主事	喜多 雅文
学校教育課課長補佐	山崎 陽子

▼傍聴人

0名

◆小松委員長

ただいまの出席委員は5名であります。定足数を満たしておりますので、ただいまから平成26年三好市教育委員会6月定例委員会を開催したいと思います。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布いたしました議事日程の通りでございます。

(4) 議事録署名者の指名

森本 久美子委員

◆小松委員長

初めに議事録署名者を決定いたします。

署名者については森本委員さんをお願いしたいと思います。

◆森本委員

よろしく申し上げます。

◆小松委員長

では、報告事項に移ります。最初に教育長から諸般の報告をお願いいたします。

(5) 報告事項

◆倉本教育長

3ページの行事一覧表をご覧ください。5月28日、チャレンジデーが市内一円で開催されました。今年は予想以上に参加率が目標数値を上回り、60%を超えて宮城県七ヶ浜町に勝利いたしました。

5月29日と30日、池田小学校と王地小学校を中心に学校訪問をいたしました。各委員にもご出席をいただき、大変お世話になりました。31日、女性連絡協議会総会がありましたが、私の都合がつきませんでしたので次長が出席いたしました。

6月2日、議会開会、9日から11日にかけて議会の一般質問・議案質疑、17日が議会の文教厚生委員会、そして24日に散会いたしました。議会関係につきましては、後ほど次長よりご報告をいたします。

6月4日から5日の2日間に渡って、県教育委員会と校長ヒアリングをいたしました。学力向上や体力向上に向けての聞き取り、その他、不祥事防止や学校の取り組みについてお聞きいたしました。25日、今日の午前中につぎ町で管区別教育長会がありました。教職員の服務規律や学校運営に関する指示がありました。本日午後から校長会を開く予定で、校長先生方には教育委員会から指示があると聞いております。

また、6月17日の文教厚生委員会は市長と教育長は委員会には出席せず待機となっておりますので、次長が代行いたしました。

行事予定ですが、7月17日の13時30分より総合体育館で市民大学講座があります。お手元にプリントを配布しております。

7月の定例教育員会ですが、諸事情により7月の第5週目の火曜日、29日に開催させていただきますのですが、ご都合はいかがでしょうか。

◆委員一同

その日程で結構です。

◆倉本教育長

ありがとうございます。それでは私のほうからの報告は以上です。

◆小松委員長

以上の報告について何かご質問はありませんか。

無いようですので、次長より市議会6月定例会議についての報告をお願いいたします。

◆松丸次長

それでは、三好市議会6月定例会議についてのご報告をさせていただきます。

今回、教育委員会に関する一般質問は、ございませんでした。

次に議案質疑でございますが、今回提案しておりました、「三好市学校教育施設整備基金条例の制定について」、吉田議員から「当面の積立金額及び数値目標と、有償で貸付又は譲渡すると見込まれる物件数」について質問がございまして、学校教育課長が答弁いたしました。

また6月17日の文教厚生委員会では、議案質疑でも質問がございました三好市学校教

育施設整備基金条例の制定について、5人の議員から質問をいただきました。質問内容は、「処分の対象となる施設」、「当該施設の建築年」、「処分の制限期間」、「他に譲渡の可能性のある施設があるか」、「基金の積立額」、「基金を取り崩す場合にどの事業に充当するか」などございまして、学校教育課長が答弁いたしました。

一般会計補正予算につきましては、「学校給食センターの建設スケジュール」や「文化財保護費の伝統的建造物群保存地区の保存修理事業の概要」について、質問がございまして、それぞれ、学校教育課長、文化財保護課長から答弁いたしました。

昨日6月24日に「三好市学校教育施設整備基金条例の制定について」及び「平成26年度一般会計補正予算」は、ともに原案の通りご決定いただき、6月定例会議は散会いたしました。以上でございます。

◆小松委員長

以上の報告事項について、ご質問はございませんか。

◆谷委員

質問の内容とどのような答弁だったか、概略をお聞かせ願えませんか。

◆松丸次長

積立金額については前回の定例委員会でもありましたが、文部科学省の補助金の残存金額に相当する122万4千円を本年度中に積み立てるという事を申し上げました。対象となる施設は、河内小学校の教員宿舎になります。

意見としては、もっと基金を積み立てた方がいいのではないかというご意見もございました。また、教育委員会の手を離れているのですが、教員宿舎であった当時の料金と今回貸出するに当たっての料金についての質問もございまして、今回貸出する料金は3万4千円であると答弁申し上げております。

加えて建築年でございますが、河内小学校教員宿舎は平成10年に建築されております、処分の制限期間が残り24年ございます。そのため、平成34年まで処分の制限期間がかかっております。その他に譲渡の可能性はあるかというご質問がございまして、既に普通財産に移行したものについては、そういう要請があれば検討するとご答弁申し上げます。

◆谷委員

すみません。前回の定例教育委員会を欠席していることもあって、その前からのお話だったのかもしれませんが、要は今回、河内小学校の教員宿舎だけが基金の対象になるということでしょうか。

◆松丸次長

有償で貸与すれば今回の対象となるため、基金を設置し、3万4千円でお貸しすることになっております。

◆森本委員

今までの利用状況はどうなっていますか。

◆松丸次長

河内小学校が休校になってからの利用は全くありません。

◆東口課長

学校施設はほとんどの場合、無償で地域や業者に貸与しております。今回は河内小学校

で事業を行っている業者が会社の従業員の宿舎として使いたいと管財課のほうに申し出ており、管財課が有償で貸与すると契約しましたが、補助を貰って建てているため、その補助がまだ残っている間は、先ほどにもあった処分制限期間中に有償で貸与した場合に合致します。

有償で貸与する場合、残っている補助額に相当する額を国に返納しなければならなかったのですが、平成20年からは基金として積み立てることで免除するという形になっていました。しかし、三好市にはその基金に関する条例が今まで設定されていなかったため、今回基金の設置条例案を議会に提出させていただきました。

◆森本委員

これからは、他の、校舎などを貸与する場合もそういう形を執るといえるのでしょうか。

◆東口課長

学校の貸与自体はほとんどが無償貸与になるので、そういった、国にお金を返納しなければならないといったことは発生いたしておりません。

◆谷委員

不公平、公平があるので、有償貸与としても、今のその条例ができたので、それを使って修繕などをするといえるのでしょうか。

◆東口課長

その積立金は、小規模の修繕には使えず、大規模改修や新築工事などといった規模の大きな工事の一般財源分として充てる形で使われるといった制限があります。

◆松丸次長

考え方として、文部科学省の補助を使っておりますので、それ以外のところに有償でお貸しすることになれば、文部科学省の補助の該当外になってしまいますから、外さないためには、基金を積んでその分だけ教育予算に使いなさいといった意味合いなのだろうと思います。

◆倉本教育長

例えば、現在、西山小学校を無償でお貸ししています。それは問題無いのですが、次にお貸しするときには有償ということになれば、今回の条例で基金を積み立てていくことになります。まだ西山小学校も処分制限期間が残っていますね。そういった形になります。

◆谷委員

もう一つ聞きたいのですが、教育委員会管理の学校施設と、管財課管理になっている学校施設があると思うのですが。

◆松丸次長

基本的に、教育委員会の教育財産のままで無償貸与はしておりません。全て普通財産に切り替えて貸与しています。

◆小松委員長

積み立てた基金は教育施設に使うとのことですが、いつ使うのですか。

◆松丸次長

それは財政課との協議になると思います。大規模改修などに制限されているため、必要と判断した時には教育委員会が要請、財政課がこの基金を使ってもよいとの判断があれば使うということで、具体的にはまだ決定していません。

◆小松委員長

この基金は教育委員会の基金として積み立てるのでしょうか。それとも、市の一般財源として積み立てるのでしょうか。

◆松丸次長

今回は一括して積み立てる予定ですので、一般財源で積み立てますが、先ほど申し上げました、宿舍使用料を一般財源に振り替えることとなりますので、基本的な原資となりますと、使用料を充てることになろうかと思えます。

◆小松委員長

それではその分毎年の使用料が積み上がっていくという事ですか。

◆松丸次長

いえ、基金は一括して相当分を積み、使用料は一般財源としていただく形になっております。

◆小松委員長

使用料が基金相当額を上回った場合はどうなるのでしょうか。

今、基金の積み立てには122万程必要だけれども、何年か経ってまたその使用料から基金に上積みする可能性はあるのでしょうか。

◆東口課長

今回、6年間の貸借契約をしております。先ほども申しました通り、処分制限期間が残り8年ありまして、6年後にまた引き続き使うとなりましたら、残りの2年間分は処分制限期間内ですので、同じように申請し、その2年間の残存する補助金分をまた基金に積み立てて、処分制限期間を経過すれば基金の積み立ては行わなくてもよいという事になっております。

◆小松委員長

国の補助金が残っているので、入った金は一旦入れておいて、教育予算以外の使用は認められていないというわけですね。

◆松丸次長

そうなります。

◆小松委員長

続きまして、“三好市市民プール管理規則について”、生涯学習・スポーツ振興課長から報告をお願いします。

◆鈴木課長

4ページ目をご覧ください。もう間もなく7月ということで、夏場の時期が参りましたので、三好市には市民プールがございまして、そのプールを毎年開放しております。開場期間については7月1日から8月31日まで、開場時間については午後1時から午後7時までとなっております。

今回の開場時間の変更は、時間を早めて欲しいという市民からの要望が多数上がってきたことによります。以前はお昼御飯が終わってからプールに行くという形でしたが、最近では早い時間から泳ぎたいという要望、また夕方遅く暗くなってから事故や事件等が万が一起こってしまった場合に問題がありますので、今回、開場時間を正午12時から午後6時まで、1時間繰り上げて開始とさせていただきたいと思えます。

お手元の資料にあります通り、昨年の使用状況もつけてはありますが、施設の場所は板野、中西、西山の3つのプールになります。西山の幼児用プールにつきましては、使用する人が居ないという事で、閉鎖することにいたしたいと思います。

この3カ所のプールについて、先ほど申しました通り1時間繰り上げての開場、またお盆期間中の8月14日から16日について、中西と西山浜の市民プールは休止、板野だけは利用者が多いため、正午から午後5時までの開放を考えております。

報告とさせていただきますのは、この管理規則の第6条に、“市民プールの開場期間及び時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会において必要と認めるときは、この限りでない。”という但し書きの文言がありますので、ご了承いただけたらと思っております。

市民プールの開放は正午12時から午後6時までで行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

◆小松委員長

以上の報告について、質疑はございませんか。

◆谷委員

市民プールの監視や管理については、教育委員会のほうで行っているのでしょうか。

◆鈴木課長

教育委員会は管理を行っておりまして、監視は監視人の方々にお願いしております。ここに書いてあります通り、板野が2名、中西、西山浜が各1名体制になっております。

◆小松委員長

他に質疑はございませんか。

◆森本委員

子どもさんは主に利用されていないのでしょうか。一般の方のほうが多いのでしょうか。

◆鈴木課長

どちらかと言えば、子どもですね。親御さんが子どもについてくる場合も多いです。また、利用状況といたしましては、板野が圧倒的に多い状況になっております。

◆小松委員長

他に質疑はありませんか。

続きまして、“三好市適応指導教室の設置及び運営に関する要綱について”、学校教育課長から報告をお願いいたします。

◆東口課長

それでは4番“三好市適応指導教室の設置及び運営に関する要綱について”、5ページから7ページになります。5ページの要綱の第8条第2項に様式第2号と明記されてあります。その様式第2号が7ページにある様式です。左側が今まで使っていた調査書、右側に改正後として旧様式に書き加えさせていただいたものになります。

改正前の様式は、氏名欄には学年と所属クラスのみ、報告の欄には“当該児童生徒の現状・経過等”と漠然としており、何について書けばいいのか書かれておらず、大変分かりにくい調査書もあったということで、改正後のように学校名、学年、クラス、担任名を明記し、“当該児童生徒の現状等”については学校を欠席した理由と日数、具体的な状況とこれまで学校の取り組みを調査書の中に書いていただきます。また記入者は恐らくクラス担任が記入する場合がありますが、養護教諭など他の先生方が記入する場合もあると思

いますので、記入者欄と担当者欄も設けさせていただきました。

これにつきまして、様式の改正ですので報告という形を採らせていただきました。よろしくお願いたします。

◆小松委員長

以上の報告について何かございませんか。前川先生は適応指導教室と言われても分かるかと思いますが、私も含めて他の委員の方は分かりますか。

◆森本委員

なんとなく名前だけでは分かり難いですね。

◆東口課長

「そよかぜ学級」のことになります。

不登校、学校になかなか行かない子どもたちが居ますので、親御さんの意向もありお子さんの状態を見ながら、不登校の子どもたちが一緒に学習や活動をする場所として適応指導教室「そよかぜ学級」を開設しております。

◆前川先生

今は何人くらいが通っているのでしょうか。

◆東口課長

今現在、通っているのは中学生のみ、3人です。

◆谷委員

これは通う申請をされる際に提出する様式ということですね。

◆東口課長

そうです。様式1号、学校長と保護者両名の氏名と印鑑を押した申請書と同時に様式2号の調査書も提出していただいて、こちらで審査するという形になっております。

◆森本委員

今通っていらっしゃるのは中学生だけですが、小学生も通うことができるのでしょうか。

◆東口課長

担当者に訊けばわかりますが、現在通学している中学生が、小学生のうちから通っているのかどうかについて、私は把握しておりません。

◆前川委員

あまり小学生のうちでは、「そよかぜ学級」への通学は聞きませんね。

◆倉本教育長

今までも小学生の「そよかぜ学級」への通学者はいました。しかし、小学生のうちでは通学者は少ないですからね。中学生が中心になっていると思います。

通学者は多い時、10人近く通学していたこともあります。通学者が多いことがいいのか悪いのかわかりませんが、「そよかぜ学級」への通学を経て学校へ登校できるようになった例もございます。まず、引きこもりのままであることが保護者にとっても一番心配なことですので、「そよかぜ学級」に通うことで家から出て外の空気を吸って貰う、そういう役割を果たしていると思います。

これはもう10年以上、合併前の旧池田町から継続され、今は三好市の予算で運営されており、女性2名にお世話していただいております。

◆小松委員長

今回はこの様式の変更だけです。

◆東口課長

はい。様式の変更のみとなっております。

◆小松委員長

他、どうでしょうか。もうよろしいですか。それでは、続きまして承認事項に移ります。

(6) 承認事項

◆小松委員長

“平成26年5月臨時会及び5月定例会議事録の承認について”です。事前に送っていただいておりますが、訂正箇所はないですか。

◆前川委員

訂正箇所を記入しているので、渡してよろしいでしょうか。

◆小松委員長

他、訂正ございませんか。

◆委員一同

ございません。

◆東口課長

それではこの定例会議事録を修正し、委員長へお送りいたします。

◆小松委員長

分かりました。5月定例会議事録の一部を訂正し、他は承認いたします。では、議事に入っていきます。

(7) 議案

第16号 三好市立幼稚園預かり保育実施要項の一部改正について

第17号 平成26年度就学援助費対象者の認定について

◆小松委員長

議案第16号、“三好市立幼稚園預かり保育実施要項の一部改正について”を議題といたします。

◆東口課長

それでは8ページをご覧ください。改正前にございます「預かり保育の期間」ですが、“預かり保育の期間は、学年始休業日、夏季休業日及び冬季休業日、学年末休業日とする。ただし、3月31日及び4月1日、年末年始の休日においては、実施しない”と規定しておりますが、これを読むだけでは夏休み期間中や冬休み期間中に、土日でも園児を預からなくてはならないような読み方にも採れてしまいますので、改正後にある通り、ただしとして、“三好市の休日を定める条例(平成18年3月1日条例第2号)に規定する休日”と明記いたします。これは次ページに載せてある条例の通り、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日になります。

また、3月31日と4月1日はそのままですが、お盆期間中の“8月14日から8月1

6日においては、実施しない。”といたしました。過去の記録を調査いたしましたら、「預かり保育」を希望する園児の数が全く居ませんでした。そのため、お盆期間中は預からないと明記したほうが良いだろうと、今回の改正でこの文言を付け加えさせていただきます。

以上、よろしく申し上げます。

◆小松委員長

今の説明に対しまして、質疑はございませんか。

今まで、休業期間中の土・日曜日は「預かり保育」を実施していたのでしょうか。

◆東口課長

実際は預かっておりません。ただ、文言として、実施すると捉えられてもいけないので、明記するようにいたしました。

◆小松委員長

今までの実質的な体制と、改正後では変わらないという事ですね。

◆東口課長

そうですね。お盆期間中のことを明記いたしましたが、実際その時期に「預かり保育」を希望される方は居ませんので、実態は変わりません。

◆小松委員長

わかりました。それでは、原案の通り決定することに異議ございませんか。

異議なしと認めます。よって議案第16号、“三好市立幼稚園預かり保育実施要項の一部改正について”は原案の通り可決されました。

それでは、議案第17号“平成26年度就学援助費対象者の認定について”を議題といたします。関係部局から説明をお願いいたします。

◆山崎課長補佐

学校教育課の山崎です。

制度の概要についてご説明いたします。資料①をご覧ください。三好市就学援助認定における判断基準です。このように①・②・③と3段階に分けております。その中に「月額最低生活費」という文言がありますが、これは生活保護基準を参考にした所得基準月額計算表により、各世帯の年齢と人数等から算定された金額になります。

よって、①は対象世帯の所得月額が月額最低生活費の1.3倍未満の場合は認定、②は1.3以上1.5未満は認定し、経過を見るということになります。③は1.5以上は却下としております。そのため、今年度も数値的な条件では却下となりますが、委員会において、家庭環境などを含めてご検討いただきたい案件です。ちなみに25年度は1.3以上1.5未満の申請者はいませんでした。

このような就学援助判断基準に至った経過としまして、平成24年度からの税制改正により年少扶養控除が廃止され市民税所得割が課税される世帯が増えたため、市民税の所得割・税額の収入額等での判断ではなく委員会として基準を設ける必要性が出てきました。そのためにこのように所得基準値の設定をいたしました。

準要保護世帯は、生活保護世帯に準じる程度に困窮しているとしているため、生活保護基準を参考にした所得基準月額計算表により、所得基準値の1.3倍未満としています。この所得基準値が、月額最低生活費のことでもあります。

2 ページ目の資料②-1 をごらんください。平成25年度からの児童生徒数の状況です。平成25年度と比較いたしまして、小学生が31名の減、中学生が68名の減、併せて99名の減少となっております。

要保護（生活保護受給者）は小学生2名の減、中学生3名増、併せて1名の増となりますが、世帯では1世帯の減となっております。要保護につきましては、生活保護受給世帯ということで4月1日現在地域福祉から名簿の提出をいただき、三好市就学援助費交付要綱第2条の（1）により、すでに認定をしております。

就学援助費の申請状況ですが、学校別の一覧表を作成させていただきました。今回申請した児童生徒数が（B）になります。小学校が133名、中学校が80名、併せて213名が申請をしております。その中で非課税世帯は認定となりますが、その人数が（C）になります。小学生72名、中学生38名、併せて110名です。そして1.3未満が（D）、1.3以上1.5未満が（E）、1.5以上が（F）となっております。この（D）（E）（F）は、課税世帯の児童生徒数です。（D）が小学生47名、中学生39名、併せて86名、この児童生徒については認定の範囲内であると思います。（E）については小学生11名、中学生2名、併せて13名。これについて、今年度は認定し状況経過を見る必要があります。（F）については小学生3名、中学生1名と合わせて4名の1.5以上の人数が出ております。この世帯が先ほども申し上げました検討世帯になります。

3 ページ目の資料②-2 をごらんください。平成24年度からの全体の児童生徒数に対する準要保護率です。今年度は申請分となっております。約1%ずつ増えております。このように、児童生徒を取り巻く環境は厳しいものになっているものと思われま

す。4 ページ目の資料③をごらんください。この様式により、所得月額が最低生活費の何倍になるかを算定します。①に収入額から必要経費等を引いた所得金額、世帯分離をしても同居していれば合計した所得金額です。②に社会保険料等の控除があればその数字を記入します。

③は①の所得金額から、②の控除金額を引いた金額です。④は③の金額を12で割って月額を出しています。⑤が生活保護の所得基準月額算定表により算出された、その世帯の月額最低生活費です。⑥は委員会において決定した基準倍率1.3が準要保護で認定となるその世帯の所得額です。⑦は⑤と⑥をかけて算出した金額です。この⑦と④を比べて、④から⑦を引いたとき、その数字がマイナスであれば倍率は1.3未満となります。

黄色の数字がその世帯の倍率になります。④を⑤で割って算出しております。これが1.3未満なら認定、1.3以上1.5未満なら経過を見て、1.5以上なら却下とします。

以上が制度の概要です。

◆小松委員長

関係部局からの制度の概要について説明がございましたが、これからは個別の交付対象者に対する審査をいたしますので、秘密会といたします。

〔 秘 密 会 〕

◆小松委員長

審査については、以上でよろしいでしょうか。それでは、個別の審査は終了いたしまし

たので、秘密会は解除いたします。

本案については、修正となります。申請113件に対しまして、認定110件ということになりました。以上の修正で、ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。よって議案第17号“平成26年度就学援助費対象者の認定について”は、先ほどの修正案の通り可決されました。

それでは、資料の返却をお願いいたします。以上で予定の審議は終了いたしました。その他、何かございませんか。

(8) その他

◆鈴木課長

1点、よろしいでしょうか。7月17日のことです。青少年育成市民会議の総会の後に予定されております記念講演会について、毎年行っておりますが、今年はチラシにありますようにタレントを起用しております。話は巧みで退屈させないと前評判もありますので、時間がありましたら是非、お越しいただければと思います。

◆小松委員長

それでは以上で、本日の会議は終了といたします。お疲れ様でした。

以上